

(様式第6号)

入札説明書等に関する回答書

令和 8年 1月 19日
福島県いわき建設事務所長
(福島県鮫川水系ダム管理事務所長)

入札公告日	令和 7 年 12 月 10 日
件 名	福島県高柴ダム発電所で発電する電力の売却
質 問 事 項	
1. 契約後に毎月お送りする計量値のお知らせ等の提出資料について 電子印の会社印（角印）を使用しての提出でもよろしいでしょうか。	
2. 入札書に記載する日付は入札日、入札書記入日どちらでしょうか。また、封印箇所に指定がありましたらご教示ください。	
3. 【発電計画について】 契約後、発電計画は、30 分エクセルデータで週間、もしくは月間でご提出いただけますでしょうか。また月間（週ごとの平日・休日、8 時から 22 時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1 時間の平均 kW）、年間（月ごとの平日・休日、8 時から 22 時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1 時間の平均 kW）でご提出いただくことは可能でしょうか。	
4. 仕様書内 3 非化石の取り扱いについて 「非化石認定に係る認定申請については、発電事業者側で必要となる手続き及び費用の負担を売渡人（福島県）が行うこととする。」とありますが、落札者となった事業者がアグリゲーターの資格を有する場合、事業者側にて非化石価値認定に係る申請の手続きや費用の負担することは可能でしょうか。	
5. 仕様書内第 2 章電力量料金、1 (1) 毎月の電力量料金の算定方法は、第 1 章 4 (3) で計量した電力量に電力量料金単価を乗じた金額から F I P 制度に基づく供給促進交付金相当額及び系統連系受電サービス料金（消費税等相当額を除く。）を控除した額と記載がございます。つまりプレミアム単価は買受人の収入になるという認識でよろしいでしょうか	
6. 制度の変更など状況に変化があった場合、契約期間中の買取単価の変更をしていただくことは可能でしょうか。	
7. 仕様書内 2 電力量料金の支払 福島県は、電力量料金を確定した月の翌月 10 日（以下「請求期日」という。）までに買受人に対し請求書をもって請求し、買受人は同月末日までに福島県に支払うものとする。と記載がございますが、例として 4 月 1 日～4 月 30 日分発電分を 5 月 10 日までに請求、5 月末日までに支払うという認識でよろしいでしょうか。	

回 答 事 項

1. 契約の変更等に関わらない一般的な通知等については、押印は不要です。
2. 郵送の場合は入札書等の提出期間（令和8年2月10日～13日）又は開札日（令和8年2月16日）とし、持込の場合は開札日（令和8年2月16日）としてください。また、封印箇所については、特に指定はありません。
3. 仕様書「第1章5発電計画」のとおりであり、その他詳細については、協議にて決定したいと考えています。
4. 仕様書「第2章3（2）非化石認定に係る認定申請」のとおりですが、その他詳細については、協議にて決定したいと考えています。
5. FIP制度に基づく供給促進交付金は電力広域的運営推進機関から県に交付されるため、買受人の収入とはなりません。なお、入札価格は交付金相当額を含みますが、交付金は県が直接受領するため、買受人が県に納入する金額算定にあたり控除することとしています。
6. 電力量料金単価に影響を与える供給促進交付金等の制度変更があった場合は、単価の変更について協議することは可能です。
7. 毎月の電力量料金の精算時期は、供給促進交付金の確定時期及びその後の事務処理期間を考慮し、当該月の概ね3か月後（例えば、2026年4月分の精算時期は2026年7月頃）を想定しています。